

○国土交通省令  
原子力規制委員会規則第 号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第四号及び第五号並びに  
第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事  
業所外運搬に係る事象等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関す  
る省令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省

令（平成二十四年 文部科学省  
経済産業省 国土交通省 令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

## 附 則

この命令は、公布の日から施行する。